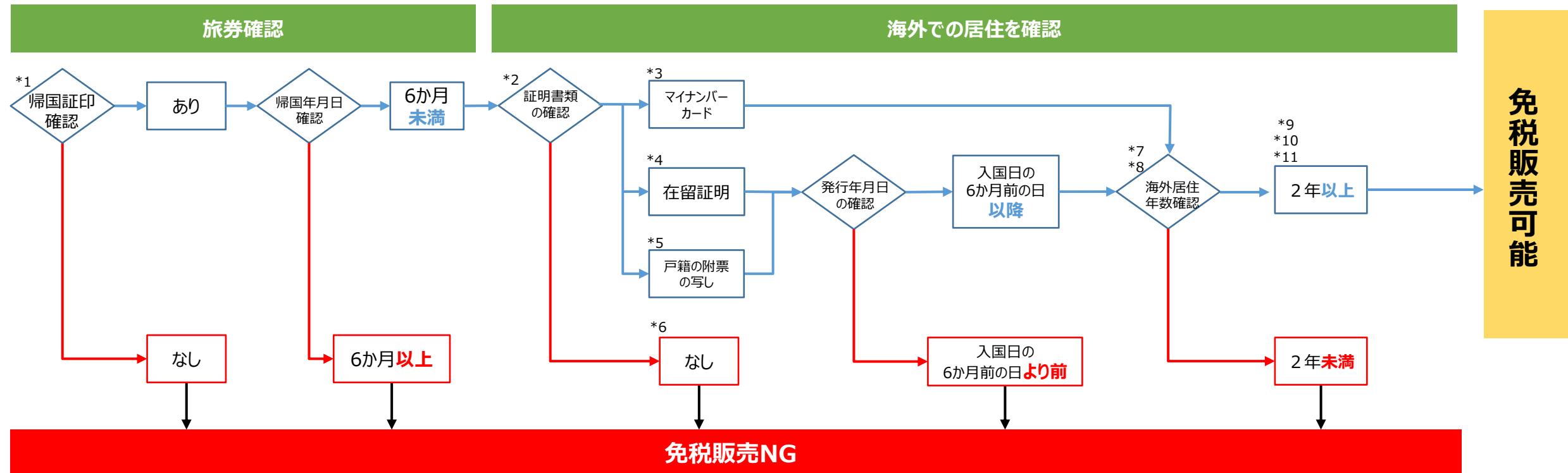


# 【リファンド方式】免税可否についてのフロー 日本人（日本国籍を有する者）

2026年11月1日以後  
販売分から適用

## 一般旅券の場合



\*1 自動化ゲートを通過し、帰国証印の押印がない場合は免税販売できません。  
(自動化ゲート通過後、入国審査官に申し出て帰国証印を押してもらうことが可能です)  
また、他の出国証印での免税販売はできません。

\*2 書類は原本での確認が必要です。e-証明書(\*4)を除き、スマートフォンで撮影した書類の写真や画像は不可となります。  
いずれの書類も国外に転出した旨の記載があるものに限り、また、本籍の記載は不要です。  
なお、外国の永住権を持っている日本人に対して免税販売する場合であっても、「証明書類」の確認を行う必要があります。

\*3 マイナンバーカードは、国外に転出した旨の記載があるものに限ります。  
マイナンバーカードには、カード代替電磁的記録（スマートフォンのマイナンバーカード）を含みます。

\*4 在外公館で発行された書類（台湾の場合は、日本台湾交流協会の発行する書類）に限ります。  
電磁的記録で提供されるもの（いわゆるe-証明書）やe-証明書を紙に印刷したものも含みます。

\*5 戸籍の筆頭者以外でも掲載されている者への免税販売は可能です。

\*6 例外なくその他書類での免税販売はできません。（在留カードや戸籍謄本等）

\*7 「海外に住所を定めた日」「出国予定日」等で海外で居住を開始した日を判断します。

\*8 いずれの書類も国外転出日（国外定住日）から最終入国日（旅券に記載された「上陸年月日」）までの期間で判断します。

\*9 複数の外国間で引っ越しをした場合、在留証明には「直近の住所を定めた日」のみ掲載されるため、それ以前の国での居住年数との合算はできません。

\*10 同国内で引っ越しをした場合、在留証明形式2（過去から現在の住所の証明）にて免税の可否を判断します。

\*11 いかなる理由においても、2年間で一度でも日本の住民登録があれば免税できません。